

## 支援事業・制度の概要

分野	①産業振興、②交通・通信・情報化の推進、③観光・交流、④環境 ⑧学術・文化・スポーツ、⑨まちづくり
活用する場面	V 「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
趣 旨	人口減少、高齢化が進み活力が低下している農山漁村において、定住や都市住民による二地域居住、都市との地域間交流を促すことにより、農山漁村を活性化します。
実施主体	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体など
支援対象事業	① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業…基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設 ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業…情報通信基盤施設、簡易給排水施設、防災安全施設 ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業…地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設 ④ その他農林水産省令で定める事業…遊休農地解消支援、総合鳥獣被害防止施設、地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、地域住民活動支援促進施設、土地利用調整、農地等補完保全整備、景観・生態系保全整備
採択要件、補助要件	地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。(個々の事業毎の採択要件は、別途有り)
補助率、補助限度額等	定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	毎年1月から2月の間、1ヶ月程度の期間内に、事業実施を希望する地区にかかる活性化計画の提出が募集される。 募集時期等の詳細については、農林水産省のホームページに掲載される。
最近の実績	H19 4計画(西条市、松山市、大洲市、八幡浜市)、H20 6計画(宇和島市2、伊予市、内子町、久万高原町、愛南町)、H21 5計画(西条市、今治市、東温市、西予市、砥部町)、H22 2計画(伊予市・松前町、久万高原町)、H23 2計画(西条市、西予市)、H24 5計画(今治市、松山市、西予市、内子町、愛南町)
県の担当窓口	農地整備課 ほ場整備係 TEL 089-912-2542 FAX 089-912-2534 Email nouchiseibi@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	農林水産省
関係URL	<a href="http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/index.html">http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/index.html</a>